

# 狭山市パートナーシップ宣誓制度

近年、多様な性を認め合おうという動きが少しずつ広がってきていますが、社会の理解を得られないために、悩みや生きづらさを感じている方も少なくありません。

市では、市民一人一人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すと共に、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして「狭山市パートナーシップ宣誓制度」を国際カミングアウトデーである10月11日(月)から開始します。



なお、平成30年9月の市議会でパートナーシップ認証制度の導入等に関する請願が採択されています。

## パートナーシップ宣誓制度とは？

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束した二人(双方か、その一方が性的少数者である方が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓証明書や宣誓証明カードを交付する制度です。

この制度は、婚姻制度のような法律上の効果が生じるものではありません。宣誓された二人が互いに人生のパートナーとして自分らしく安心して暮らせるよう市として応援するものです。

## 宣誓することができる人

- ▼二人が成年に達している
- ▼狭山市内に住所を有しているか、転入予定である
- ▼双方に配偶者(事実上の婚姻関係を含む)がない
- ▼他の方とパートナーシップ宣誓をしていない
- ▼宣誓をする方向土が、民法に規定する婚姻できない方(近親者)でない(養子縁組をしている場合を除く)

## 宣誓に必要な書類

- ▼住民票の写し
- ▼婚姻をしていないことが確認できる書類(戸籍抄本、独身証明書など)
- ▼本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など)

## 宣誓の手続き

- ①宣誓日時を予約する  
宣誓を希望する7日前までに、政策企画課人権推進室に予約します。
- ②パートナーシップ宣誓をする  
必要書類を持参の上、予約日時に二人で市役所へお越しください。

- ③宣誓証明書、証明カードの交付を受ける

宣誓証明書と宣誓証明カードが、後日交付されます。郵送か窓口でお受け取りください。

問合せ 政策企画課人権推進室  
室内線 71331

## ONE for All 市長が走る! ⑤

### 学力向上へ確かな一歩

医療現場同様、コロナ禍で環境が大きく変わったのは学校現場です。昨年度は一斉休校、そして学校再開後から今日まで、教職員の皆さんが子どもたちを守ろうと奮闘を続けています。みんなの思いは一つ、「学びを止めない」ことです。現在の状況を理解しながら、我慢をすべきは我慢し、大切なことは工夫をして乗り越える。昨年度は入学式、卒業式、運動会、体育祭、修学旅行などの大きな学校行事のほとんどを行い、節目となる大切な時間を共有するこ

とができました。休校中の授業を取り戻すべく、夏休みも短縮。今年度も感染拡大のリスクを減らすべく給食も黙食を続けています。また、2学期が始まる時点ではほとんどの教職員がワクチン接種を済ませています。

その努力の成果でしょう。今年の全国学力・学習状況調査の結果は目標としていた全国平均まであと少しというところまで到達しました。また、埼玉県学力・学習状況調査の結果では、県平均と比べた科目ごとの学力の伸びは昨年を大きく上回りました。ご家庭の協力も大きく影響していたと思います。学校に携わる全ての皆さん、本当にありがとうございます！



市内企業から非常用階段避難車が寄贈されました

### 市長の主な動き

○9/1~30…市議会第3回定例会 ○9/9・13・22・24・27・28・29…新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム打ち合わせ ○9/14…新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○9/21…辞令交付式 ○9/22…定例庁議、寄付受理 ○9/29…新型コロナウイルス感染予防に関する寄付受理